

## 市川市公の施設の指定管理者候補者選定審査会運営要綱

平成 16 年 4 月 1 日	制定
平成 17 年 7 月 26 日	改正
平成 19 年 4 月 1 日	改正
平成 20 年 4 月 1 日	改正
平成 20 年 7 月 1 日	改正
平成 21 年 4 月 1 日	改正
平成 26 年 4 月 1 日	改正
平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 29 年 12 月 18 日	改正
平成 30 年 8 月 1 日	改正
令和元年 9 月 1 日	改正
令和 2 年 4 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 22 日	改正
令和 5 年 4 月 1 日	改正
令和 5 年 7 月 18 日	改正

### (設置)

第 1 条 公の施設の指定管理者の候補者を公正に選定するため、市川市公の施設の指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (任務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 本市の指定管理者制度に関する事項について調査審議すること。
- (2) 公募に係る募集要項、仕様書等の内容について審査すること。
- (3) 公の施設を所管する局部が作成する指定管理者の候補者を選定するための評価項目及びその点数並びに基準評価値を審査すること。
- (4) 市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号。以下「手續条例」という。）第 1 2 条に規定する手續により特定の団体を指定管理者の候補者として選定することの妥当性について審査すること。
- (5) 手續条例第 1 2 条に規定する協議をすべき事項について審査すること。
- (6) 指定管理者の候補者の予定者を選出すること。
- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の

停止を命ずる際に意見を述べること。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管財部を所管する副市長（以下「副市長」という。）
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 財政部長
- (5) 管財部長
- (6) 生涯学習部長

2 審査会に会長を置き、副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が不在のときは会長から事前に指名を受けた委員が、委員（副市長を除く。）が不在のときは当該委員が指定した職員がその職務を代理する。

4 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、軽易な案件の審査のとき又は会議を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決定に代えて、会長までの決裁により決定することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、当該審査案件に関係のある所属長等を出席させ、説明を求めることができる。

(指定管理者の候補者の予定者の選出)

第5条 審査会は、公募による選定にあつては、公の施設の指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の出席者が評価を行う際に提案した意見等を総合的に考慮して、手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準及び付加的選定基準に適合し、かつ、最も適切に指定施設の管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者の予定者として選出するものとする。

2 前項の場合において、第2条第3号に規定する基準評価値を下回る申請を行った団体は、原則として指定管理者の候補者の予定者とししないものとする。

3 審査会は、手続条例第12条に規定する手続による選定にあつては、選考委員会の

出席者が評価を行う際に提案した意見等を総合的に考慮して、手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準及び付加的選定基準に適合し、かつ、指定管理者の候補者としてふさわしい団体を指定管理者の候補者の予定者として選出するものとする。

4 第2項の規定は、手続条例第12条に規定する手続による選定について準用する。

(手続条例第12条第2項に規定する手続による指定管理者の候補者の予定者の選出に関する特例)

第6条 審査会は、手続条例第12条第2項に規定する手続による指定管理者の候補者の予定者を選出しようとする場合において必要があると認めるときは、前条に規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(付議事案の提出)

第7条 審査会の審査に付すべき事案がある者は、市川市公の施設の指定管理者候補者選定審査会付議依頼書(別記様式)に関係資料を添えて、審査会の会議が開かれる予定日の10日前までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、付議依頼のあった事案のうち、第2条に該当し、審査会に付議する必要があると認めた事案について、審査会に付議するものとする。

(審査の結果の報告等)

第8条 会長は、審査会の審査の結果について、遅滞なく、市長に報告するとともに、前条の規定により付議した者その他の関係者に通知するものとする。

(事務)

第9条 審査会の事務は、管財部契約課において処理する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。